

## ■報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

### 【要旨】

平成 30 年度に町が施工した「旧ビジネスホテル幸解体撤去工事」の振動が原因で隣接する住宅に損害を与えたことについて、相手方との示談が成立したため、国家賠償法第 2 条第 1 項に基づく賠償額を決定し、地方自治法第 180 条第 1 項及び地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項第 2 項の規定により専決処分を行いましたので、同法同条第 2 項の規定により報告するものです。

### 【内容】

|         |                                                                                                                                                                                                                        |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発 生 場 所 | 四万十町北琴平町                                                                                                                                                                                                               |
| 概 要     | <p>当該ホテルは、県が定める避難路沿道建築物に該当し、耐震診断が義務化された建物となったため、町が無償譲渡を受けて耐震診断を行い解体撤去したものの。</p> <p>撤去工事に際しては、住宅密集地であったため工事損失の事前調査及び事後調査を実施しており、その結果、工事の振動を原因とする隣接住宅の損傷が複数箇所確認されたが、施工業者の瑕疵は認められなかったことから、工事請負契約の規定により町がその損害を賠償したものの。</p> |
| 専決処分日   | 令和元年 6 月 13 日                                                                                                                                                                                                          |
| 損害賠償額   | <p>405,364 円（町の過失割合 10 割）</p> <p>※国土交通省が定める「公共工事に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」を準用して算定</p>                                                                                                                    |
| 相 手 方   | <p>住所 四万十町</p> <p>氏名</p>                                                                                                                                                                                               |

### 【損害状況の一例】



【事前調査時】なし

【事後調査時】 ひび割れの発生  
 損傷の状況 幅 0.3mm 以下  
 全長 26cm



【事前調査時】なし

【事後調査時】 ひび割れの発生  
 損傷の状況 幅 0.5mm  
 全長 40cm

# 【損害賠償額の算定根拠】

| 名 称              | 摘 要               | 金額 (円)  |
|------------------|-------------------|---------|
| 1 直接工事費          |                   | 233,598 |
| 仮設工事             | 足場、養生、整理清掃片付等     | 62,364  |
| 基礎工事(木造用)        | クラック補修            | 4,016   |
| タイル工事            | 目地切れ補修            | 30,155  |
| 左官工事             | 新京壁、ちり切れ充てん補修等    | 65,403  |
| 木製建具工事           | 引違い戸調整            | 2,570   |
| 金属製建具工事          | アルミ戸、引き違い窓調整      | 41,806  |
| 塗装工事             | 合成樹脂エマルション塗       | 351     |
| 解体工事             | 目地はがし、外壁・モルタル塗撤去等 | 26,933  |
| 直接工事費計( 233,598) |                   |         |
| 2 諸経費            |                   | 80,500  |
| 工事費計( 314,098)   |                   |         |
| 3 廃材運搬費          |                   | 30,900  |
| 4 廃材処分費          |                   | 1,080   |
| 工事価格計( 346,078)  |                   |         |
| 5 消費税相当額         |                   | 27,686  |
| 6 その他経費          | 工事業者手配、打合せ、完了引き渡し | 31,600  |
| 合 計              |                   | 405,364 |

## 【根拠法令】

### 国家賠償法（抜粋）

（公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権）  
第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。  
2 （略）

### 地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）  
第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。  
2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

### 地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。  
1 （略）  
2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの  
3～6 （略）